

～外貨関連～

国家外貨管理局、 貿易外貨業務管理を最適化、 特殊外貨払戻、ユーザンス回収等業務の利便性を向上

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2024年4月7日付で『貿易外貨業務管理の更なる最適化に関する通知』¹（匯発[2024]11号、以下『通知』）を公布し、同年6月1日より施行するとしました。

国務院は2024年3月19日、外資誘致の強化に向けた行動計画『ハイレベルの対外開放の着実な推進と外資の導入・利用の促進に関する行動方案』を公布し、「越境貿易・投資に係る外貨管理の利便化政策の実施、外資企業の外貨業務の利便性向上」を明記しました。この方針に基づき、『通知』では貨物貿易の外貨管理分類でA類企業を対象に、銀行で直接取扱える特殊外貨払戻業務²の金額上限の引き上げ、B類、C類企業を対象に、90日を超えるユーザンス回収及び延払業務に係る規制の緩和を行いました。また、貿易外貨受取・支払企業リスト登記の取扱先を外貨管理局から銀行へ変更し、企業は外貨管理局へ足を運ぶ必要がなくなります。

『通知』の施行に伴い、『貨物貿易外貨管理法規を印刷・配布することに関する問題についての通知』³（匯発[2012]38号）は失効となります。なお、『通知』の主な内容は下記の通りです。

- 税関特殊監督管理区域における企業の貿易外貨受取・支払業務手続を簡素化
- 特殊外貨払戻業務について、A類企業の場合、外貨管理局での登記が不要で、銀行で直接取扱える金額上限を1件当たり5万米ドル相当から20万米ドル相当に引き上げ
- 条件を満たすB、C類企業を対象に、外貨管理局で登記後、90日を超えるユーザンス回収及び延払が可能

詳細については、次頁をご参照ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202404/content_6943880.htm

² 特殊外貨払戻業務とは、外貨の払戻日と過去の受取・支払日との間隔が180日を超える場合、または特殊な状況により元のルートでの払戻ができない場合の外貨払戻を指します。

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第229号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0233-XF-0102.pdf>

□ 貿易外貨受取・支払企業リスト登記管理を最適化

『通知』は、リスト登記に係る外貨管理局の許認可を不要とし、銀行で直接リスト登記・変更を手續するとします。

2012年より、外貨管理局は、貿易に従事する企業に対して、リスト登記による管理方式を導入し、銀行はリストに掲載されていない企業の貿易代金の受取・支払を取り扱ってはならないとしました。企業は対外貿易経営権を取得した後、関連資料を持参の上、外貨管理局でリスト登記手續を行う必要があります。

その後、企業のリスト登記の利便化を図り、上海などの一部地域では利便化措置を試行し、申請資料の提出先を外貨管理局から銀行へ変更し、銀行は資料を確認後、当日中に企業の外貨受取・支払業務を取扱うことが可能となりました。これにより、手續時間の短縮に加え、外貨管理局への資料送付は銀行で行われるので、企業は外貨管理局へ足を運ぶ必要がなくなります。今回、『通知』は上記の試行措置を踏襲した上、リスト登記管理をより一層最適化しました。

企業は初回の外貨受取・支払前に、オンライン又はオフサイトで、銀行へ「貿易外貨受取・支払企業リスト申請表」を提出し、リスト登記手續を行わなければなりません。登記結果は、国家外貨管理局のデジタル外貨管理プラットフォームに、銀行から通知されたアカウント名と初期パスワードを登録すれば確認することができます。また、企業名称、統一社会信用コード、法定代表者、連絡先、登録住所に変更が生じた場合、企業は変更事項が発生してから30日以内に、オンライン又はオフサイトで銀行においてリスト情報の変更手續を行う必要があります。

また、小規模の越境EC事業者に便宜を図るために、貨物貿易に係る外貨受取・支払金額の累計金額が年間で20万米ドル未満であれば、リスト登記はしなくてもよいとされます。

□ 税関特殊監督管理区域における企業の貿易外貨受取・支払業務手續を簡素化

『通知』に基づき、税関特殊監督管理区域における企業が貿易外貨受取・支払業務を手續する際、経営上の必要により、輸出入企業が他の機関である場合、銀行は業務展開の原則に基づき、取引の真実性と合理性、外貨受取側・支払側と輸出入者との不一致の原因に関する書類を確認後、外貨受取・支払を取り扱うことが可能です。

貿易外貨受取・支払業務は、一般的に「輸出業者が外貨を受取、輸入業者が外貨を支払」の原則に従います。外貨受取側・支払側と輸出入者が一致していない場合、『經常項目外貨業務手引（2020年版）』（以下『手引（2020年版）』）第38条に基づき、銀行は、取引証明書類の真実性及び外貨受取・支払との一致性に対し、合理的な審査を行わなければなりません。また、企業が提供する輸入貨物通関申告書、入境貨物届出明細あるいは保税照合消込明細書の貨物の荷受人・荷送人が他の機関である場合、外貨支払人と貨物の荷受人・荷送人が異なる原因の書面説明、ならびに取引の真実性及び当該相違点を証明することができる商業証憑及び関連税関監督管理書類を提出しなければならないとします。『通知』は、『經常項目外貨業務手引（2020年版）』の関連方針を踏襲し、外貨受取側・支払側と輸出入者が一致していない場合、銀行は業務展開の原則に基づき、外貨受取・支払を取り扱うことを可能とします。

□ 銀行で直接取扱える特殊外貨払戻業務の金額上限を引き上げ

『通知』では、A類企業を対象に、外貨管理局での登記が不要で、銀行で直接取扱える特殊外貨払戻業務の金額上限を1件当たり5万米ドル相当から1件当たり20万米ドル相当に緩和しました。

これまでの特殊外貨払戻業務について、『手引（2020年版）』第23条に基づき、A類企業に対する利便化措置として、金額が1件当たり5万米ドル相当以下の場合、外貨管理局での個別登記は免除されます。今後、1件当たり20万米ドル相当以下の場合、A類企業は外貨管理局へ行かず、直接銀行で取扱うことが可能となります。

なお、越境貿易・投資のハイレベルな開放政策を試行する上海市、北京市、江蘇省、浙江省、広東省などでは、法令順守銀行が優良企業に対し、特殊外貨払戻業務を直接取り扱うことが可能で、当該企業は事前に外貨管理局での登記を不要とします。これらの優良企業は、銀行で直接取り扱う特殊外貨払戻業務に金額の上限を設けていません。

□ B、C類企業の貿易外貨業務管理を最適化

『通知』では、下記の条件を満たすB、C類企業は、分類されてから6ヶ月以降、所在地の外貨管理局で登記後、銀行で90日を超えるユーザンス回収及び延払業務を手續することを可能とします。

- 分類監督・管理の有効期間内に、これまでB、C類企業に分類された状況を改善済または是正済
- B、C類企業に分類される状況は新たに発生していないこと

これまで『手引（2020年版）』第34条に基づき、B類企業は原則上、90日を超える延払業務、90日を超えるユーザンス回収内容を含む輸出契約の締結を行ってはならないとしますが、一定の条件を満たせば、外貨管理局で登記後当該業務を行うことができます。『通知』で列挙された条件は、『手引（2020年版）』第34条を踏襲しました。

なお、C類企業の場合、『手引（2020年版）』第35条に基づき、原則上90日を超える延払業務、取立業務、90日を超えるユーザンス回収内容を含む輸出契約の締結を行ってはならないとします。『通知』に基づきC類企業でも条件を満たせば、90日を超えるユーザンス回収及び延払業務の取扱いも可能となります。

□ 貨物貿易外貨登記業務に係る資料を明確化

『通知』では、匯発[2012]38号と『手引（2020年版）』における貨物貿易外貨登記業務に関する内容を統合し、外貨登記際の提出資料を明確化しました。

B類企業は、外貨受取・支払可能限度額を超過した場合及び、90日を超える延払及びユーザンス回収業務に係る貿易外貨受取・支払登記、C類企業は貿易外貨受取・支払登記を行う際の提出資料は以下の通りです。

- 社印を押印した書面申請書（内容は登記が必要な事項、具体的な内容及び原因の説明を含むが、これらに限定されない）
- 信用状、取立方式で決済する場合、契約書を提出
- 前払、前受金方式で決済する場合、契約書と領収書を提出
- その他の方式で決済する場合、通関申告書と契約書を提出。通関申告をしない場合、通関申告

書の代わりに運輸証券などその他の証明資料を提出

- 外貨受取側・支払側と輸出入者が一致していない業務について、状況を区別し、贈与協議書、関連部門が出した分割・合併証明文書またはその他関連資料を提出
- 90日を超えるユーザンス回収及び延払の場合、延期が必要とされる証明資料を提出
- 輸出金融の場合、金融機関と締結した協議書と領収書を提出
- 外貨現金の元転で得た金額が入国申告必要な金額に達した場合、税関が捺印した「中華人民共和国税関入境旅客荷物物品申告書」を提出

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。